

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

勝山市は昭和29年9月に市町村合併を実施し、人口約39千人で市制が発足した。平成30年5月末現在では、約24千人で合併時の2/3以下となり、人口減少に歯止めがかからない状態である。

平成27年国勢調査での人口構造は、年少人口（15歳未満）が2,750人（11%）、生産年齢人口（15歳～65歳）が13,217人（55%）、老年人口（65歳以上）が8,208人（34%）となっている。平成17年国勢調査では年少人口が3,486人（13%）、生産年齢人口が15,896人（59%）、老年人口が7,579人（28%）であり、少子高齢化は顕著である。さらに平成32年の人口構成は、年少人口が2,553人（11%）、生産年齢人口が11,868人（52%）、老年人口が8,579人（37%）とさらに少子高齢化が進むと想定されている。

多くの学生は県外（主に都市圏）の大学等に進学するが、そのまま県外で就職し勝山市に戻る若者は少ない。一方、高卒で地元企業に就職する者もいるが、中部縦貫自動車道が整備され、通勤が30分程度であることから、企業数が多く、給与が高い県都福井市で就職する者も多く、有効求人倍率が平成30年4月現在、1.62倍で58ヶ月連続して1倍を超える状況のなか、当市の企業は人材確保に苦慮している。

産業構造は、市内に本社のある企業は100%が中小企業に該当し、本社が市外の工場等も、大企業に該当する事業所は2社のみである。また、明治以来の地場産業である繊維産業を中心とした商工業や農林業を基幹産業としているが、業績不振や後継者不足等により設備投資が進まず、零細企業から廃業が進行しているのが実情である。

各企業とも経営改善、人材確保等の企業努力をしているが、結果は簡単には出ていない。また、設備投資のための資金を計画的に準備している企業も少ないことから、この機会に先端設備導入を促し、中小企業者の労働生産性が向上されることによって、経営や人材確保等の改善を図りたい。

(2) 目標

老朽化した設備を更新し、効率性と生産性を向上させることで、中小企業それぞれが各企業の技術の磨き上げなどに取り組み、会社の魅力を高めることで、少子高齢化による人手不足等で漂う疲弊感を打開し、企業が活力に満ち溢れた勝山市を目指す。目標として、各年度において5事業者の申請を目指す。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

勝山市の産業は、製造業、サービス業農、林水産業と多岐に渡り、多様な業種が勝山市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

勝山市内には郊外と村部を合わせ3か所の工業団地があり、自動車部品関係をはじめとする製造業の企業が操業している。また基幹産業である繊維関係の事業所は、市中心部、郊外、村部と市内全域に広がっているため、市内全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

【対象業種】 経済センサスによると、勝山市の事業所数で最も多いのは卸売業・小売業で23.8%。次に製造業14.3%、建設業13.7%と続く。基幹産業である繊維業等、製造業からの申請が多いことが見込まれるが、年間200万人の観光客が訪れ、観光の産業化を目指す当市における宿泊・飲食・小売業の割合も12.4%と高い。このような理由から、今回の特別措置法による先端設備導入を幅広く促進し、中小企業者の労働生産性の飛躍的な向上を図るため、対象は限定しない。

【事業】 工業統計調査の産業分類別工業の概況によると、勝山市の事業所数は総数で79件、うち繊維が42件で半分以上を占める。繊維以外となると食料品と金属が5件で最も多く、その他の事業は4件から1件である。しかし、今回の特別措置法による先端設備導入を幅広く促進し、中小企業者の労働生産性の飛躍的な向上を図るため、対象は限定しない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

①雇用の安定に配慮するため、先端設備等導入計画において人員削減を目的とした取り組みは認定の対象としない。

②公序良俗に反する取組や、反社会勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画において認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。